

## 5 金融庁

### (要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成15年7月1日から20年6月30日までの5年間を計画期間とする「金融庁における政策評価に関する基本計画」(平成14年4月1日)及び1年ごとに定められる「金融庁政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 事前評価は事業評価方式により、事後評価は実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により行われている。評価の中心は、実績評価方式による評価である。

(注1) 評価書は、金融庁ホームページで公表されている。<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

##### (ア) 実績評価方式による評価 25件

政策名「金融機関を巡る業務の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」等25件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、みられなかった。

##### (イ) 事業評価方式による事前評価 1件

事業名「金融庁業務支援統合システムの開発」に係る政策評価は、得ようとする効果、事後的検証を行う時期及び効果の把握の方法が具体的に特定されていた。

##### (ウ) 事業評価方式による事後評価 6件

- ① 事業名「少額短期保険募集人管理業務システム開発」等6件について、得ようとした効果が具体的に特定されているものは、1件(16.7%)である。
- ② 把握された効果が具体的に特定されているものは、2件(33.3%)である。

##### イ 今後の課題

##### (ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。このため、参考指標から測定指標への変更が可能なものがあるかどうかを検討するなどして、目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定していくことが必要である。

なお、平成20年7月に新たに基本計画及び実施計画が策定され、施策の目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定されるなど改善に向けた取組もみられる。今後はこの取組を着実に実行していくことが必要である。

### **(イ) 事業評価方式による事後評価**

事後評価を行うに当たっては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況を踏まえた評価が行われることが望まれる。

#### **(説明)**

#### **(1) 政策評価の枠組み**

##### **(基本計画等)**

平成 15 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 30 日までの 5 年間を計画期間とする「金融庁における政策評価に関する基本計画」(平成 14 年 4 月 1 日)(注 2)及び 1 年ごと(注 3)に定められる「金融庁政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価は、評価法第 9 条により義務付けられている政策及び新規に開始又は拡充される事業を対象として、事業評価方式により行うこととされている。

事後評価は、金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象として、実績評価方式により行うこととされている。さらに、新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象として、総合評価方式により行うこととされている。また、評価法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策及び事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象として、事業評価方式により行うこととされている。

(注 2) 当初の基本計画では、平成 14 年 4 月 1 日から 17 年 6 月 30 日までを計画期間とされていたが、15 年 7 月の改定により 15 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 30 日までの 5 年間が計画期間とされた。

(注 3) 毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの事務年度を単位として、評価が行われている。

##### **(取組状況—一般政策についての政策評価)**

一般政策については、図表Ⅱ-5-①のとおり、これまで事前評価及び事後評価が行われている。事前評価については、事業評価方式により行われている。一方、事後評価は、実績評価方式による評価が中心となっており、総合評価方式による評価も行われている。また、平成 18 年度から事業評価方式による事後評価が行われている。

##### **(取組状況—義務付け 4 分野の政策についての政策評価)**

義務付け 4 分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-5-①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－５－①

金融庁における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 対象： 規制の新設など新規に開始又は拡充される事業 実施状況：平成 15年8月 6件 16年8月 5件 17年8月 7件 18年8月 4件 19年8月 3件 20年8月 1件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;実績評価方式&gt; 対象： 金融庁の任務を達成するために重要な政策  実施状況： 平成 14年12月 26件 15年8月 27件 16年8月 38件 17年8月 43件 18年8月 28件 19年8月 26件 20年8月 25件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;総合評価方式&gt; 対象： 新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策  実施状況： 平成 17年8月 1件 20年8月 1件</p> </div>
	事務事業 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 対象： 事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 実施状況：平成 18年8月 5件 19年8月 3件 20年8月 6件</p> </div>	
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法第9条に規定する政策 実施状況： 20年 2月 2件 20年 3月 9件 20年 5月 2件 20年 7月 1件 20年10月 6件 20年11月 2件</p> </div>		
<p>&lt;特徴&gt; 評価の中心は、実績評価方式による評価である。 また、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。総合評価方式による評価も行われている。</p>				

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅠ－１－３、規制の政策評価についてはⅠ－２－４参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

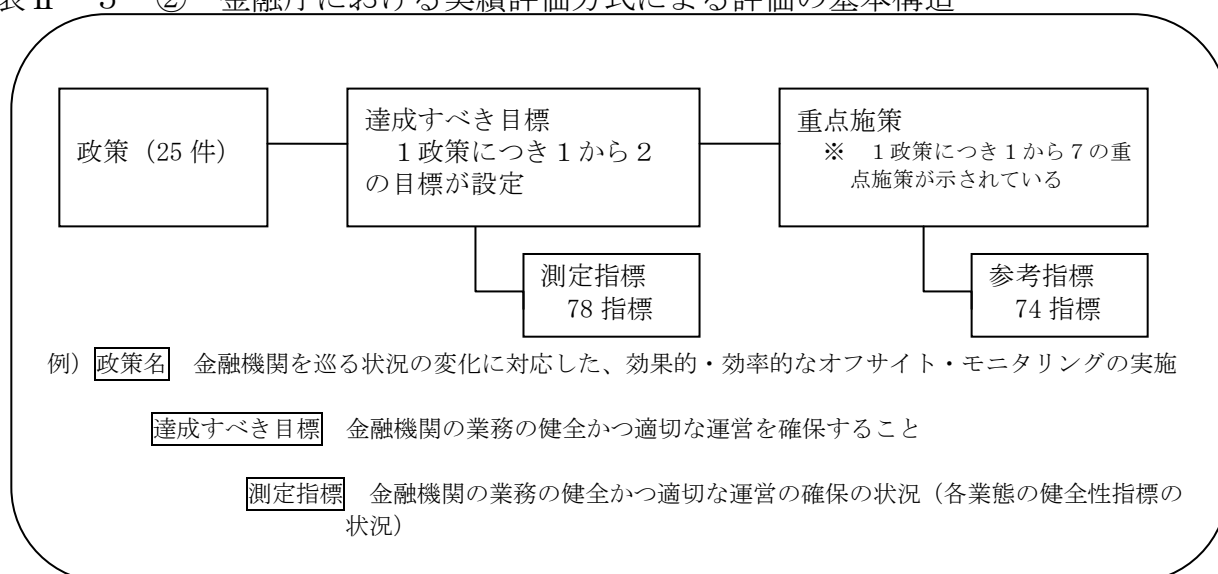
に評価書が総務大臣に送付された 25 件を審査の対象とした。

### (評価の設計)

審査対象とした 25 件には、図表Ⅱ－5－②のとおり、個々に達成すべき目標が設定されている。これについての測定指標が 1 指標から 11 指標設定され、合計で 78 指標が設定されている。各政策には、当該年度に重点的に取り組むべき施策及び参考指標が提示され、政策の達成すべき目標と重点施策を関連付けて評価する試みが行われている。

また、目標の達成度合いの判定は、指標の測定結果に基づき政策（達成すべき目標）単位で行われている。

図表Ⅱ－5－② 金融庁における実績評価方式による評価の基本構造



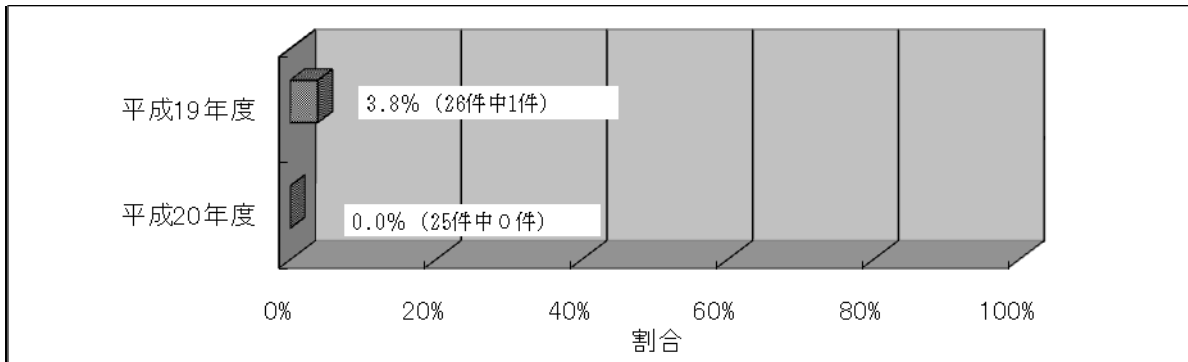
(注) 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

### (共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

しかし、図表Ⅱ－5－③のとおり、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものはみられない。

図表Ⅱ－５－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。  
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

**(特記事項－取組の工夫が求められる点)**

府省共通の点検項目による審査の結果のほか、取組の工夫が必要な点として、以下の状況がみられる。

政策評価は、政策効果を把握し、これを基礎として評価することが基本である。しかしながら、金融庁の政策評価においては、図表Ⅱ－５－④のとおり、法令の整備状況等業務の実施状況を測定指標として設定し、業務の実施状況の説明により評価を行っているものが多くみられる。

図表Ⅱ－５－④ 法令の整備状況など業務の実施状況に関する記述が中心となっている例

政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	測定指標	目標値
Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護			
1 国民が金融サービスを適切に利用できること			
(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	①金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	—
		(測定指標) 関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 保険契約者等保護のための施策の検討状況	

法令の整備状況など業務の実施状況に関するものが中心となっている。

(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。  
2 表中下線は、当省が付したものである。

**(イ) 事業評価方式による事前評価**

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

### (審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 1 件を審査の対象とした。

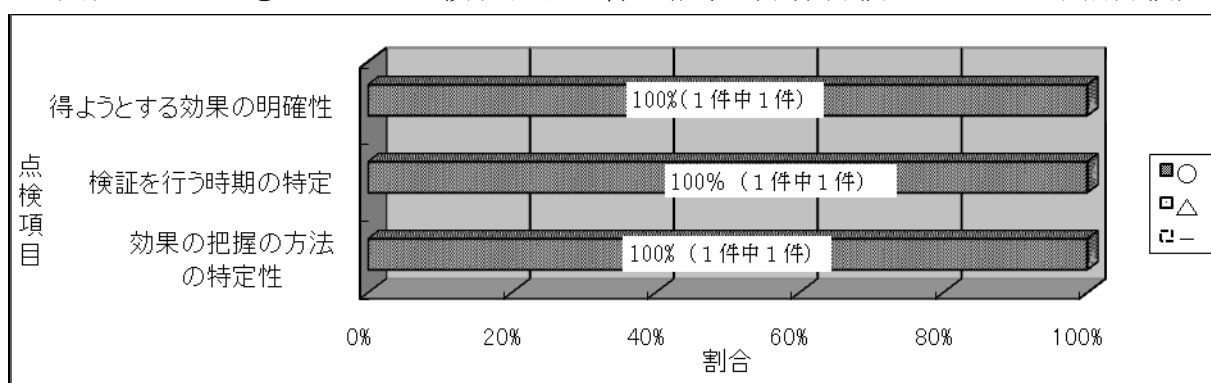
### (共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

また、政策効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的検証を適切に行うためには不可欠である。

審査対象とした「金融庁業務支援統合システムの開発」では、図表Ⅱ－5－⑤のとおり、得ようとする効果、事後的検証を行う時期及び効果の把握の方法が特定されている。

図表Ⅱ－5－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」 「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

### (ウ) 事業評価方式による事後評価

事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、平成 18 年度から、事後評価が行われている。

### (審査の対象)

事業評価方式による事後評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日ま

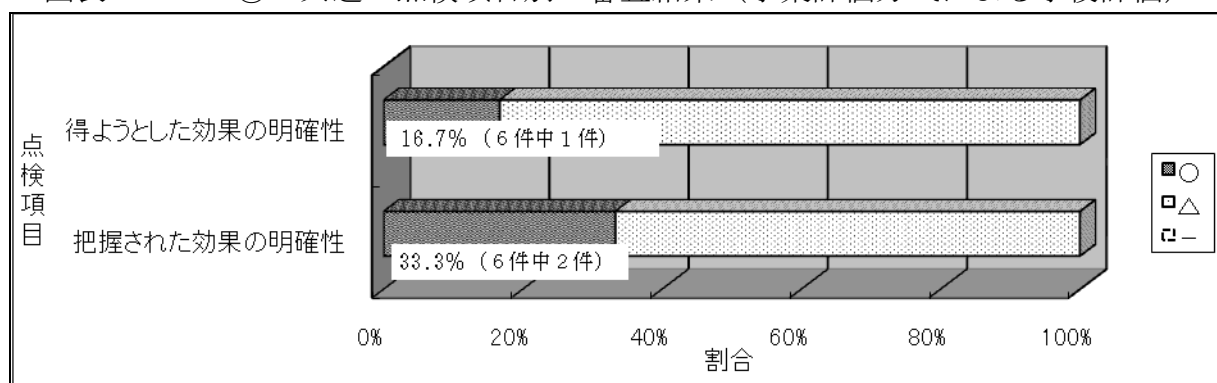
で評価書が総務大臣に送付された6件を審査の対象とした。

### (共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが必要である。

このうち、得ようとした効果が明らかにされているものは、図表Ⅱ－5－⑥のとおり、6件中1件(16.7%)であり、残りの5件については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。また、把握された効果が特定されているものは6件中2件(33.3%)にとどまっている。

図表Ⅱ－5－⑥ 共通の点検項目別の審査結果(事業評価方式による事後評価)



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明瞭性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明瞭性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

## イ 今後の課題

### (ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。このため、参考指標から測定指標への変更が可能なものがあるかどうかを検討するなどして、目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定していくことが必要である。

なお、平成20年7月に新たに基本計画及び実施計画が策定され、施策の目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定されるなど改善に向けた取組もみられる。今後はこの取組を着実に実行していくことが必要である。

また、法令の整備状況など業務の実施状況に関する記述が中心となっているなど、必ずしも政策効果を的確に把握する指標が設定されないまま評価が行わ

れているものについては、政策の実施が国民生活及び社会経済情勢に及ぼす影響を測定・評価できるようアウトカムに着目した測定指標を設定することを検討する必要がある。

**(イ) 事業評価方式による事後評価**

事後評価を事業評価方式により実施する場合には、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。